

福岡教育大学 障害学生支援センター

平成 28 年度

活動報告書

福岡教育大学 障害学生支援センター
平成 28 年度活動報告書

目次

はじめに	1
1. 福岡教育大学障害学生支援センターについて	2
2. 平成 28 年度 障害学生支援センター活動報告	5
3. 障害学生支援に関する授業担当教員アンケート調査	14
4. 障害学生支援センター 平成 28 年度年間スケジュール	27
5. 障害学生支援センター スタッフの報告	28
資料	31

はじめに

平成 27 年 8 月に障害学生支援室から障害学生支援センターへ改組し、1 年半以上が経過いたしました。その間、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、それに伴って本学では「障害のある学生への支援に関する基本方針」や教職員対応要領の作成等を行うなど、よりよい支援を展開するための整備を行って参りました。

本学では、昭和 51 年に入学した聴覚障害学生への支援を始まりとして、支援実践を積み重ねながら現在まで障害学生支援に積極的に取り組んでおりますが、今後は教員養成大学としての特徴を踏まえた支援をますます充実させていかねばならないと考えております。

本書は、本センターでの平成 28 年度中の取り組みを整理したものです。支援体制の改善を含めまして、まだまだ支援体制の整備が必要ではありますが、障害学生支援をおこなう上での参考にしていただければ幸いです。

最後になりましたが、障害学生支援に関わっていただきました教職員、学生、関係団体の皆様に心よりお礼申し上げます。

平成 29 年 8 月
福岡教育大学障害学生支援センター
センター長 平田 哲史

1. 福岡教育大学障害学生支援センターについて

1-1. 支援体制

福岡教育大学での障害学生支援に関する組織は、平成 21 年 11 月に「障害学生支援室」として開設され、関係教員と連携しながら、障害のある学生本人の修学上のニーズを把握したうえで支援を行っている。平成 28 年度 4 月に障害者差別解消法が施行されることを受けて、合理的配慮の観点で踏まえた支援を積極的に推進するため、平成 27 年 8 月から「障害学生支援センター」として、発展・拡充した。改組に伴い、専門の支援担当教員を配置し、内外の連携や充実した支援の実施が可能となった。そのうえで、「障害のある学生等への支援に関する基本方針（資料 1）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（資料 2）」を定め、障害のある学生への教育および学生生活の支援を行っている。

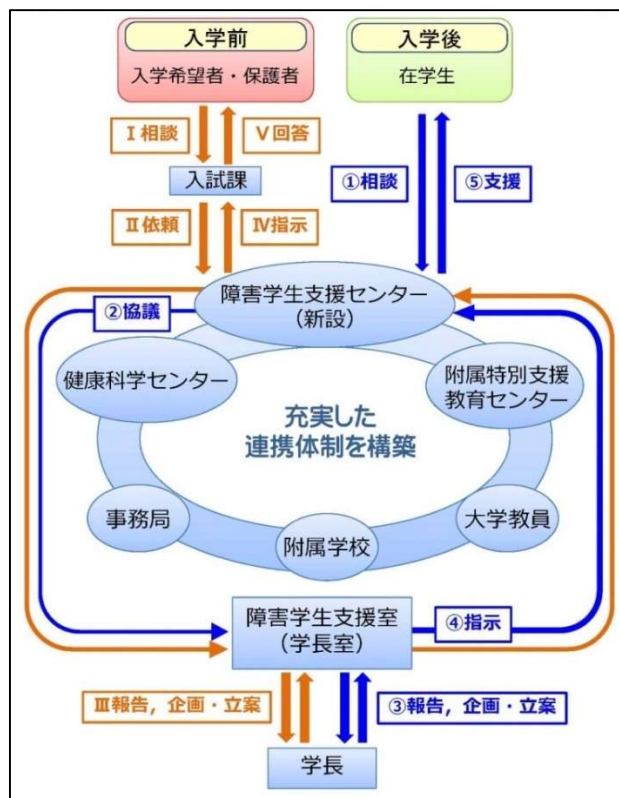


図 1-1 障害学生支援のための連携体制

【障害学生支援センター構成】

- センター長 1 名
- 副センター長 1 名
- 支援担当教員 1 名
- 障害学生支援コーディネーター 2 名
- 事務補佐員 1 名

1-2. 支援体制

平成28年度に障害学生支援センターのスタッフとして登録した支援学生は77名であった。平成27年度（98名）と比べると21名減少している。

平成28年度に登録した支援学生の学年、所属は表1-1の通りである。

表1-1 支援学生の学年・所属

学年		所属				
大学院	2年	大学院	専攻	英語	1名	
	4名			教育実践	1名	
	1年			教育心理学	1名	
	2名			教育臨床心理学	2名	
特別専攻科	2名			社会科領域	1名	
学部	4年	学部（2年生以上）	初等	国語	6名	
	8名			社会科	2名	
	3年			美術	2名	
	22名			学校臨床教育学	1名	
	2年			中等	数学	1名
	13名				英語	3名
	1年				家庭	1名
	26名				特別支援	20名
				共生社会	福祉社会教育	3名
					国際共生教育	1名
				環境教育		1名
				芸術	音楽	1名
					美術	1名
		学部（1年）	初等			10名
			中等	国語		2名
				数学		1名
				理科		2名
				英語		1名
				特別支援		9名
					合計	77名
						（平成29年3月31日現在）

1-3. 障害学生在籍数

平成 28 年度に、障害学生支援センターへ支援申請を行い、実際に支援を受けている学生は 6 名であった。障害種ごとの在籍数は表 1-2 のとおりである。また、支援の内容については、2-1 から 2-4 に示すとおりである。

表 1-2 障害学生在籍数

	2年	3年	4年	合計
視覚障害	1名			1名
聴覚障害	2名	1名	1名	4名
病弱・虚弱		1名		1名
合計	3名	2名	1名	6名

1-4. 障害学生支援センターの利用状況

平成 28 年度の年間の障害学生支援センター利用状況は図 2 のとおりであった。なお、作業にはバリアフリーマップの作成が、その他には書類の提出、手話の勉強会等が含まれる。

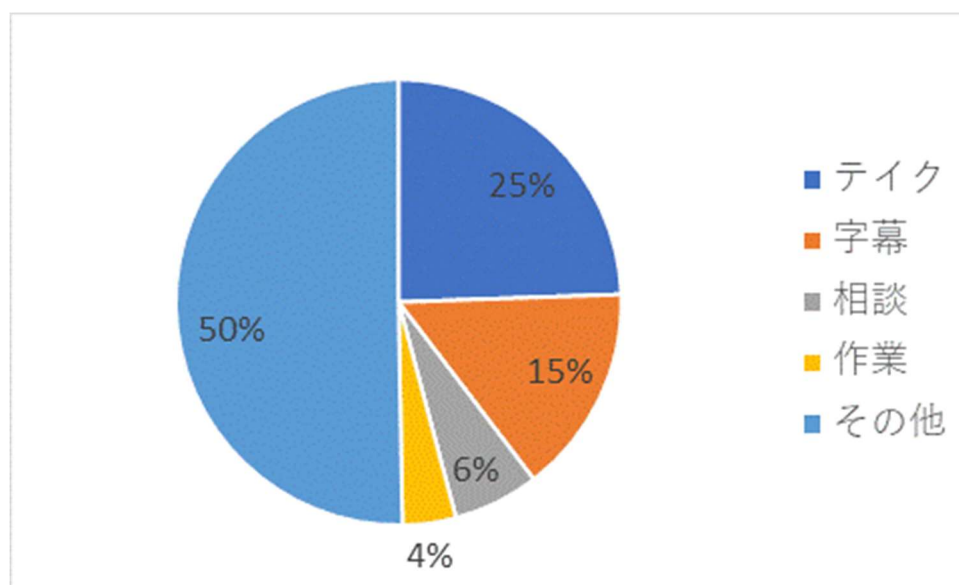


図 1-2 障害学生支援センターの利用状況

2. 平成 28 年度 障害学生支援センター活動報告

2-1. 視覚障害学生支援報告

①電子データの提供、拡大資料作成

視覚障害学生が授業等で使用する配付資料を、授業担当教員から電子データにより提供を受けた。学生は、電子データを自身の iPad に取り込み、適宜自分の見やすいサイズに拡大して資料を閲覧する形で受講することができた。また、電子データでの提供を受けていない資料や直接書き込みをしたいと申し出があった資料については、拡大資料を作成し、障害学生の要望に応じた支援を行うことができた。

②支援機器の貸し出し

学生の用途に合わせた支援機器を貸し出した。障害学生支援センターで貸し出しを行っている支援機器は、表 2-1 のとおりである。

表 2-1 支援機器（視覚障害学生支援）

拡大読書器（据え置き・携帯型）
単眼鏡、各種ルーペ
各種スキャナ
立体コピー作成機
点字PDA
各種ソフトウェア

③教員に対する授業についての配慮願いの提出（資料 3）

2-2. 聴覚障害学生支援報告

①授業内での情報保障（パソコンテイク、ノートテイク）

利用学生が希望する全ての授業にパソコンテイク（1 コマにつき 2～3 名）を配置した。利用学生にはタブレット型パソコンを貸し出し、無線 LAN を使用して教室内の離れた場所においても情報を得ることができる方法を採用している。自分の受講しやすい場所で受講でき、学生の要望に応じた支援を行うことができている。

平成 28 年度の聴覚障害学生のパソコンテイク配置授業数は、表 2-2 のとおりである。

表 2-2 パソコンテイク配置授業数

	前期	後期
利用学生A	3コマ/週	1コマ/週
利用学生B	7コマ/週	7コマ/週
利用学生C	9コマ/週	14コマ/週
利用学生D	9コマ/週	10コマ/週
その他	新年度オリエンテーション 教員採用試験のための特別講座 集中講義 教育実習事前指導・事後指導 卒業式	

②支援機器の貸し出し

学生の用途に合わせた支援機器の貸し出しを行った。代表的なものとして、パソコンテイクで使用するためのタブレット型パソコンを1人に1台ずつ（計4台）年間通して貸し出した。

③視聴覚教材への字幕挿入

聴覚障害学生が受講する授業で使用する視聴覚教材に字幕を挿入している。作成したものについては図書館で管理している。

平成28年度に字幕挿入した視聴覚教材は64本で、1945分（32時間25分）であった。

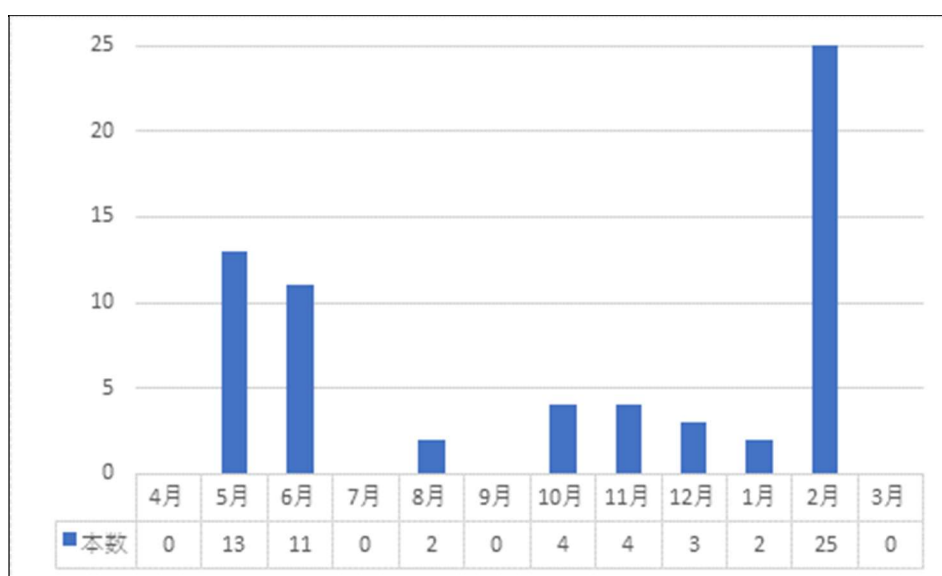


図 2-1 平成 28 年度 字幕挿入依頼本数

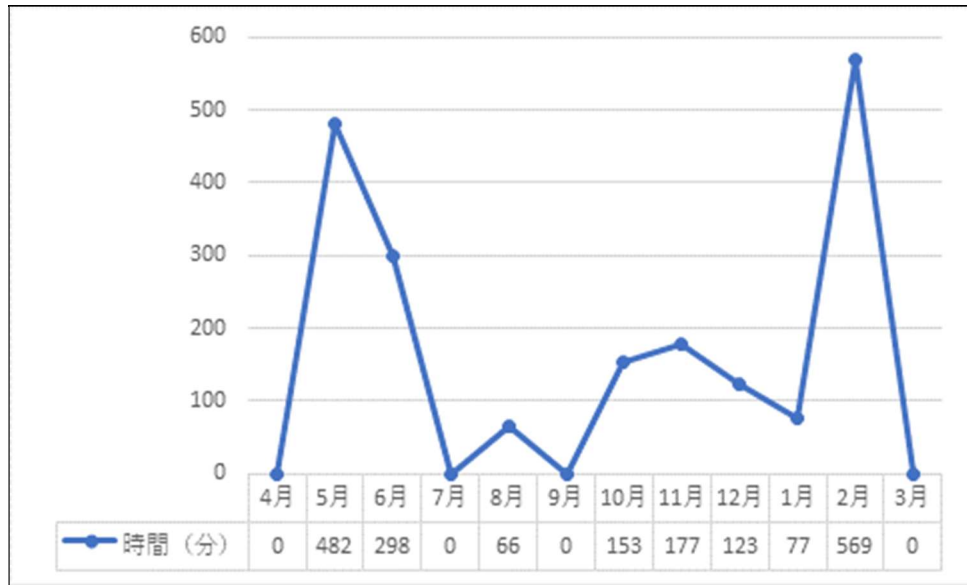


図 2-2 平成 28 年度 字幕挿入時間数

平成 27 年度は 65 本で 2721 分（45 時間 21 分）であったのに比べ、依頼本数・挿入時間は減っているものの、前期・後期ともに授業が開講している間は、字幕挿入依頼が来ている状況であった。年度末にかけて依頼本数・挿入時間が増加しているが、次年度に聴覚障害学生が受講すると考えられる授業の担当教員が、次年度に備えて字幕挿入の依頼を行った。大学内の教員に障害学生支援センターで行っている支援が周知されてきたため、授業時の配慮事項の説明を教員にする前に字幕挿入の依頼を行ってもらえたと考えられる。

④教員に対する授業についての配慮願いの提出（資料 4）

⑤行事や式典での情報保障

入学式や卒業式において、障害のある学生のみならず、式典に参加される保護者等のためにパソコンテイク（支援学生）を配置し、スクリーンに文字情報として投影した。また、福岡県手話の会連合会に手話通訳者派遣の依頼をし、パソコンテイク・手話通訳により、誰もが式典の内容を理解できるような情報保障を行った。

2-3. 病弱・虚弱学生支援報告

①教員に対する授業についての配慮願いの提出

当該学生の症状・ニーズに合わせた配慮事項を提出した。

②駐車場の確保

当該学生から身体面での負担軽減や疲労回避のため自家用車での通学・学内乗り入れ許可の要望があり、関係部署との調整を行った。

2-4. 発達障害学生・肢体不自由学生支援報告

平成 28 年度は支援センターでの支援を希望する学生がいなかったため、支援を行わなかった。

2-5. 平成 28 年度 障害学生支援センター 支援登録学生対象入門講座

障害学生支援センターでは、支援学生が講師となり、新規登録学生への入門講座を随時行っている。平成 28 年度のノート・パソコンテイク入門講座、視聴覚教材字幕挿入入門講座の実施回数および人数は以下の通りである。

○ノート・パソコンテイク入門講座 22 回

(1 回の講座に平均 1～3 名が参加し、合計 1 名の参加があった。)

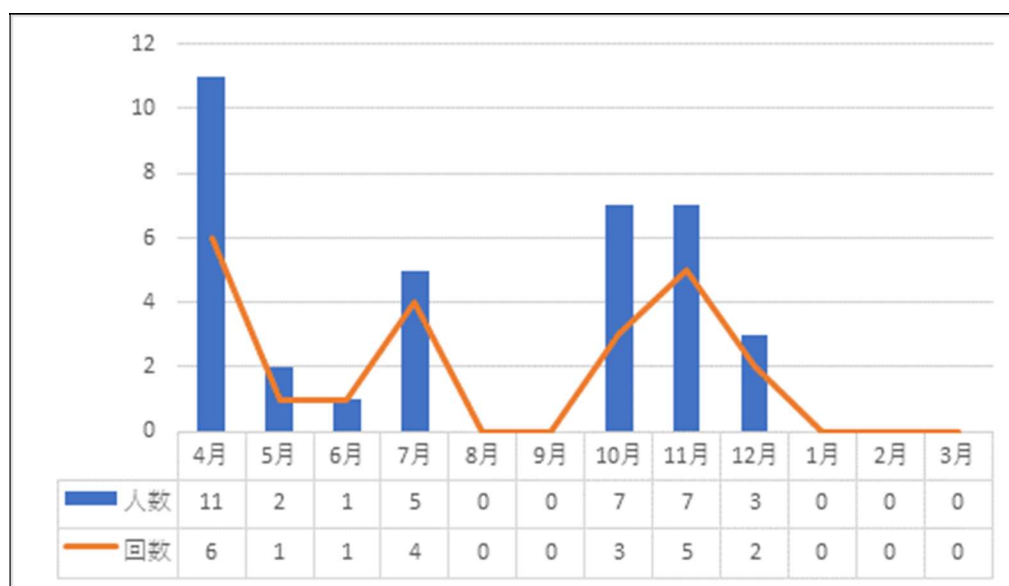


図 2-3 平成 28 年度 ノート・パソコンテイク入門講座実施回数・人数

○視聴覚教材字幕挿入入門講座 23 回

(1 回の講座に平均 1～3 名が参加し、合計 36 名の参加があった。)

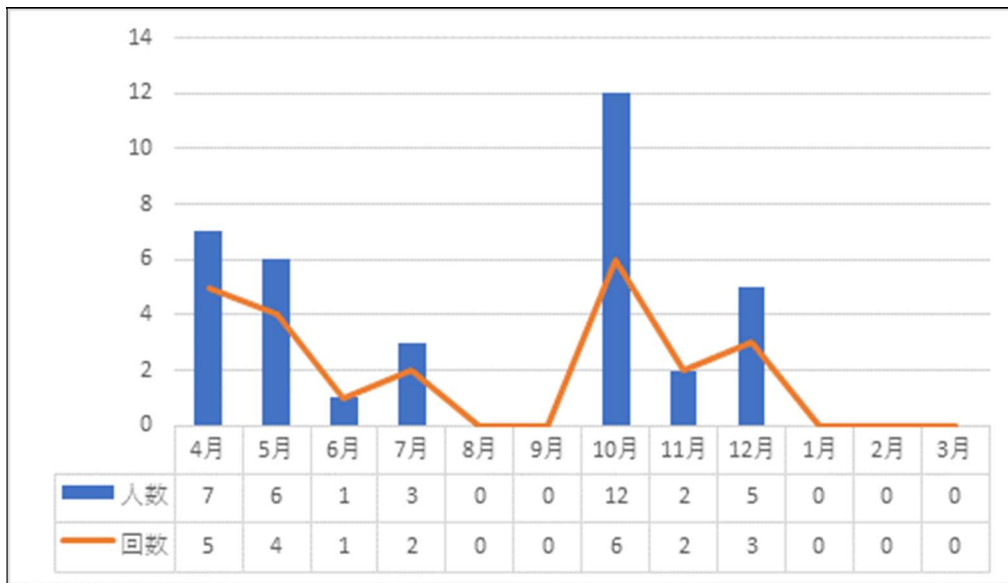


図 2-4 平成 28 年度 視聴覚教材字幕挿入・入門講座実施回数・人数

2-6. 支援活動反省会

前期・後期終了時に、支援活動の反省会を開催し、支援活動について話し合った。反省会には支援学生だけでなく、利用学生も参加し、支援活動を行った中で困ったことやその際の改善点、不明点について意見交換が行われた。反省会の際にもパソコンテイクを導入し、パソコンテイクが未経験の支援学生の練習の場としても活用した。先輩から後輩へパソコンテイクのアドバイスをすることもあり、学生の交流の場としての機能も持ち合わせていると考えられる。

また、後期終了時に、パソコンテイクの技術向上を目的としたタイピングチェックを行っている。支援学生として登録した当初のタイピング力と比較することで、実際の授業にタイカーとして入ることでレベルアップしていることを実感する学生が多かった。また、タイピング力の上位者を掲示することで、学生同士の競争意識が高まり技術向上につながっていると考えられる。



写真 2-1 反省会の様子

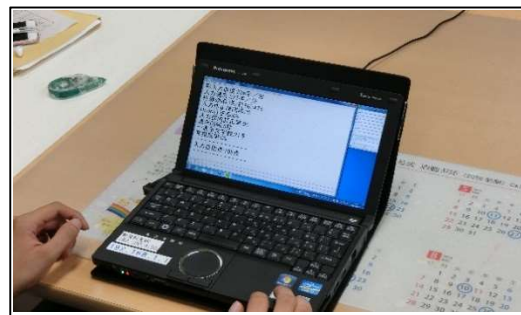


写真 2-2 タイピングチェックの様子

2-7. バリアフリーマップの作成

平成26年度2月より、支援学生による学内バリアフリー状況調査およびバリアフリーマップの作成を行っている。

平成28年度には、平成27年度までに作成された学内バリアフリーマップに加え、改修工事によってバリアフリー化された箇所の調査およびマップの改訂作業を行い、障害学生支援センターのホームページ上に随時更新している。



写真 2-3 学内調査の様子

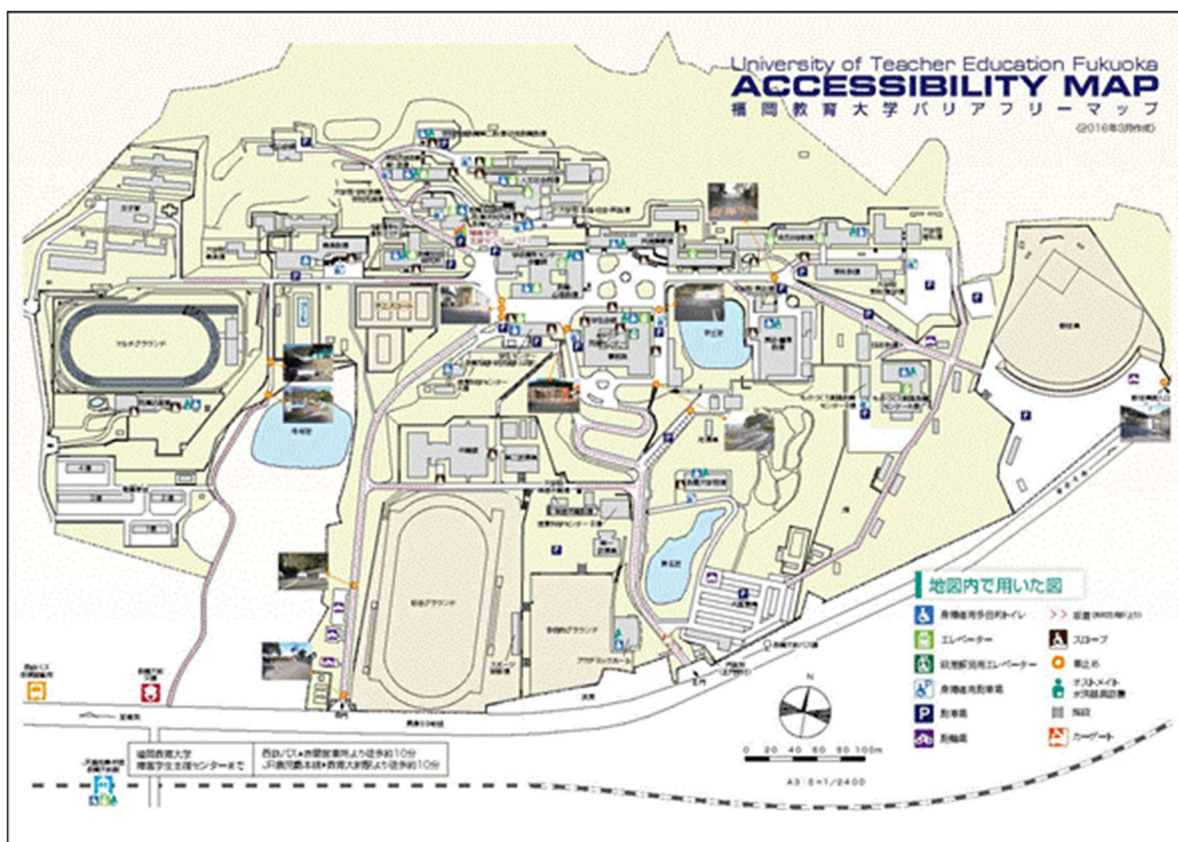


図 2-5 学内バリアフリーマップ

2-8. しゅわ弁

学生が企画する手話の勉強会（しゅわ弁）を毎週木曜日のお昼休みに開催した。「しゅわ弁」には、お昼休みにお弁当を食べながら楽しく手話の勉強をしたいという意味が込められている。学生がプログラムを考え、平成28年度は課題曲を毎週1曲決め、手話で表現する等の活動を行った。毎週4～8人程度の参加があり、初心者から上級者まで積極的に手話でコミュニケーションを取ろうとする姿がうかがえた。



写真 2-4 しゅわ弁の様子

2-9. 障害学生修学支援ネットワーク拠点校としての活動

独立行政法人日本学生支援機構障害学生支援ネットワーク九州・沖縄地区の拠点校として、障害学生に関する相談受付、情報提供等を行った。

他校等からの相談受付 23件（大学16件、企業7件）

見学対応 9件（大学5件<うち国外の大学1件>、文部科学省1件、企業3件）

2-10. 九州・沖縄地区大学障害者支援に関する情報交換会

平成28年7月8日（金） 13:00～17:30

九州大学 椎木講堂1階 大会議室

平成28年に障害者差別解消法が施行されたことを受けて、障害者支援に関する情報共有の場として情報交換会が行われた。その中で、本学障害学生支援センターの太田富雄教授が「障害学生支援に関する九州・沖縄地区の連携」と題した講演を行った。



写真 2-5 講演の様子

2-11. 平成 28 年度 体制整備セミナー5（九州・沖縄地区）

平成 28 年 11 月 8 日（火） 13:00～17:15

九州大学 旧工学部本館

大学等における障害のある学生への修学支援の充実と体制の強化を図ることを目的とした全国障害学生支援セミナー「体制整備支援セミナー」が、日本学生支援機構の主催で行われている。平成 28 年 11 月 8 日（火）に行われた体制整備セミナー5（九州・沖縄地区）において、障害学生支援センター副センター長の相澤宏充教授および内田佳織コーディネーターが「福岡教育大学における障害学生支援の取り組みについて」と題した事例紹介を行った。

【関連リンク先】

独立行政法人 日本学生支援機構 平成 28 年度体制整備支援セミナー開催報告

http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/event/zenkoku_seminar/h28/taisei_seibi1.html

2-12. Q-conference2016

平成 28 年 12 月 10 日（土） 13:00～15:45

中村学園大学 4 号館

平成 28 年 12 月 10 日（土）に行われた Q-conference2016（Q-Links 年次報告会）のポスターセッションに参加し、「学生の力を活かした障害学生支援」と題して、本学障害学生支援センターの取り組みについて発表を行った。



写真 2-6 学生が手話を交えて発表を行った

2-13. 障害学生支援センター学生交流会

平成 28 年 12 月 17 日（土） 13:00～17:00

福岡教育大学 特別支援教育第一教棟

利用学生のエンパワメント力の向上や支援学生の支援力の向上および卒業生のフォローアップを目的として在學生及び卒業生の交流会を行った。

第 1 部のパネルディスカッションでは卒業生の利用学生と支援学生が学生時代の支援活動について振り返り、当時の支援に対する考え方や支援活動が社会人になってからどのように活かされるか等について講演が行われた。その後、5つのグループに分かれ、支援活動や学校生活、教員採用試験の勉強方法などについて相談および意見の交換を行った。



写真 2-7 パネルディスカッションの様子



写真 2-8 グループセッションの様子

3. 障害学生支援に関する授業担当教員アンケート調査

実施の背景と目的

平成 27 年 8 月に従来の「障害学生支援室」から「障害学生支援センター」へと発展・拡充し、1 年が経過した。このような状況の中で、今後の障害学生支援の充実のための課題や方向性を検討するため、障害学生が受講する授業担当教員へ障害学生支援についての現状や意見、障害学生支援センターの取り組みの有効性についてアンケート調査（資料 5）を実施した。

方法

平成 28 年度前期・後期において本学で開講された授業のうち、障害学生が受講した授業の担当教員 77 名（常勤 54 名、非常勤 23 名）を対象に、2017 年 1 月～2 月にかけて、郵送法にてアンケート調査への回答を求めた。そのうち、31 名から回答が得られた（回収率 40%）。なお、回答者は常勤教員 16 名、非常勤講師 15 名であった。

結果および概要

各質問項目の結果は以下の通りである。

問① 担当した授業（障害のある学生が受講した授業）について

担当した授業において障害のある学生の障害種（複数回答）を尋ねたところ、視覚障害 31 件、聴覚障害 51 件、肢体不自由 2 件、病弱・虚弱 2 件、発達障害 3 件、精神障害 3 件、不明 7 件であった。本年度は視覚障害学生および聴覚障害学生に対する支援件数が 82 件と、全体の 81%を占めていることが分かる（図 3-1）。

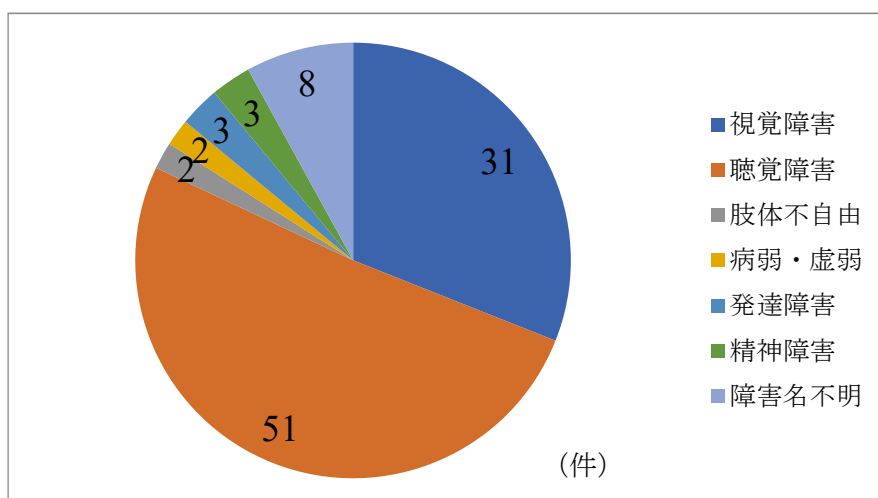


図 3-1 支援件数

授業を担当している障害学生へ行った配慮について、今まで行ったことがあるものすべてを選択するよう求めた結果を図 3-2～図 3-8 に示す。

視覚障害学生への配慮として「教材の拡大（14件）」が最も多く、「教材のテキストデータ化（7件）」が続いた。

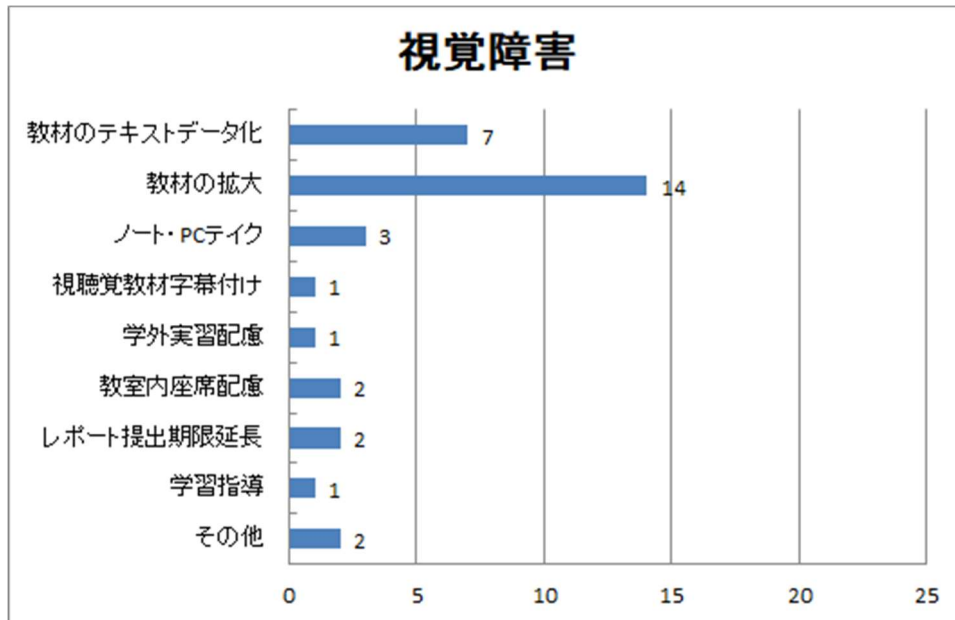


図 3-2 視覚障害学生に行った配慮

聴覚障害学生への配慮では「ノート・PCテイク（22件）」が最も多く、続いて「視聴覚教材への字幕挿入（8件）」であった。

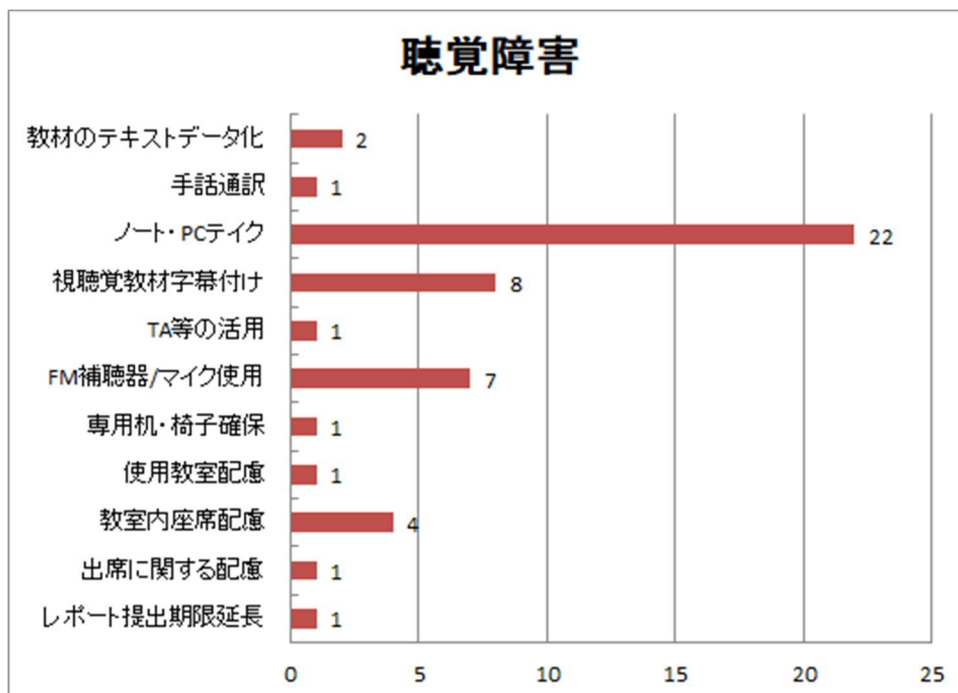


図 3-3 聴覚障害学生に行った配慮

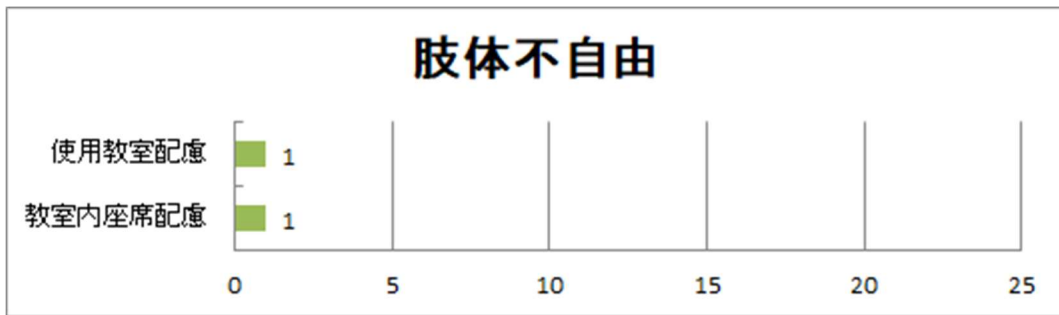


図 3-4 肢体不自由学生へ行った配慮

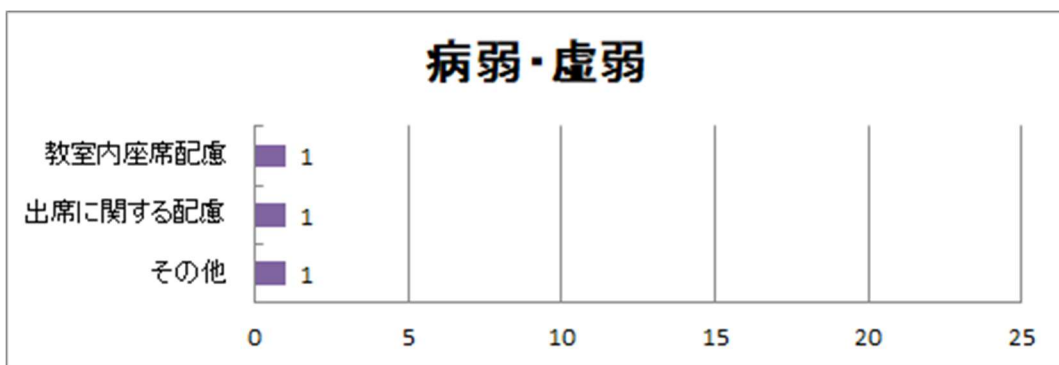


図 3-5 病弱・虚弱の学生へ行った配慮

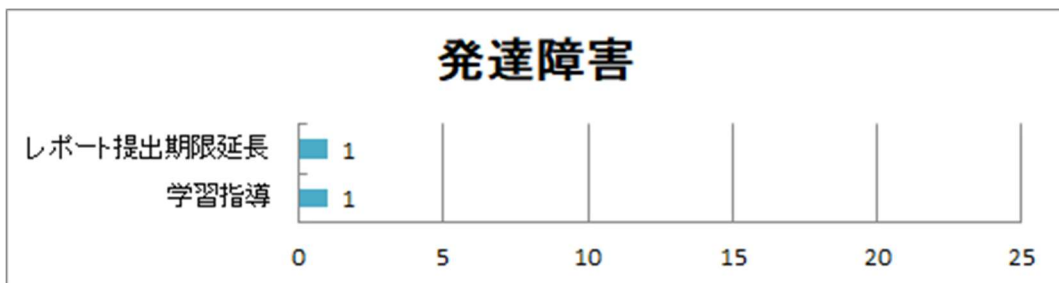


図 3-6 発達障害学生へ行った配慮

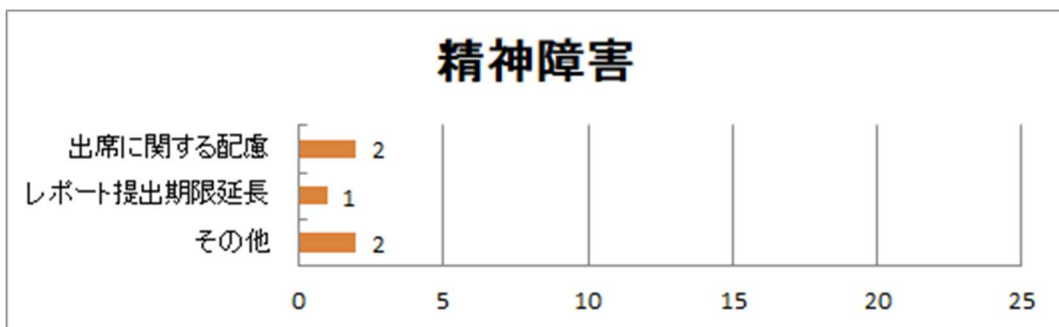


図 3-7 精神障害学生へ行った配慮

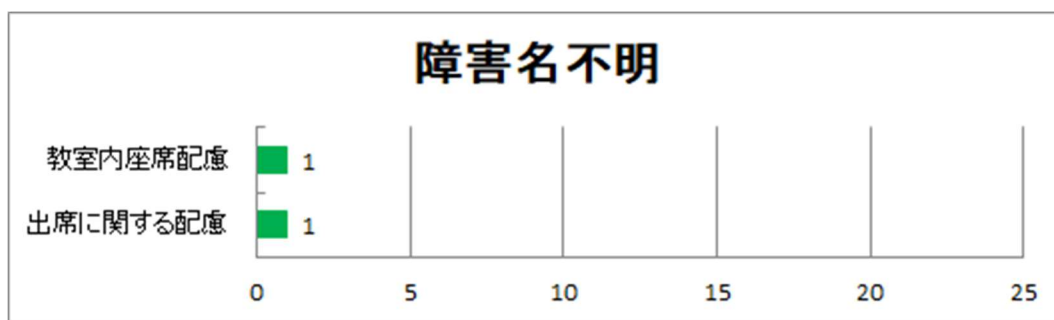


図 3-8 障害のある学生（障害名不明）へ行った配慮

なお、すべての障害種における配慮の中で、「ノート・PC テイク」が昨年度同様、本学において最も件数が多かった。「視聴覚教材字幕付け」は、聴覚障害学生への配慮のうち、昨年度は 8 件中 5 位であったものの、今年度の調査では 2 位となった。学期開始前に授業担当教員に配布する配慮願い等で案内を行ったことで、授業担当教員の字幕挿入の必要性への理解が高まったことなどが考えられる。

問② 障害学生支援センターが提供している支援（パソコンテイク、字幕挿入、情報提供等）は適切であったと思いますか。

上記について尋ねたところ、図 3-9 のような結果が得られた。回答者全体では、「とてもそう思う」が 17 名、「少しそう思う」が 9 名で、すべての回答者が肯定的な回答を行っており、障害学生支援センターで行われる配慮に一定の評価が得られたと考えられる。その一方で、表 3-1 に示した自由記述に「障害学生と同課程の下級生が翌年受講する専門科目のテイクを担当するのは望ましくない」とあるように、支援学生の登録数等の影響も大きいものの、PC テイカーの学年を考慮した配置についても検討していく必要がある。

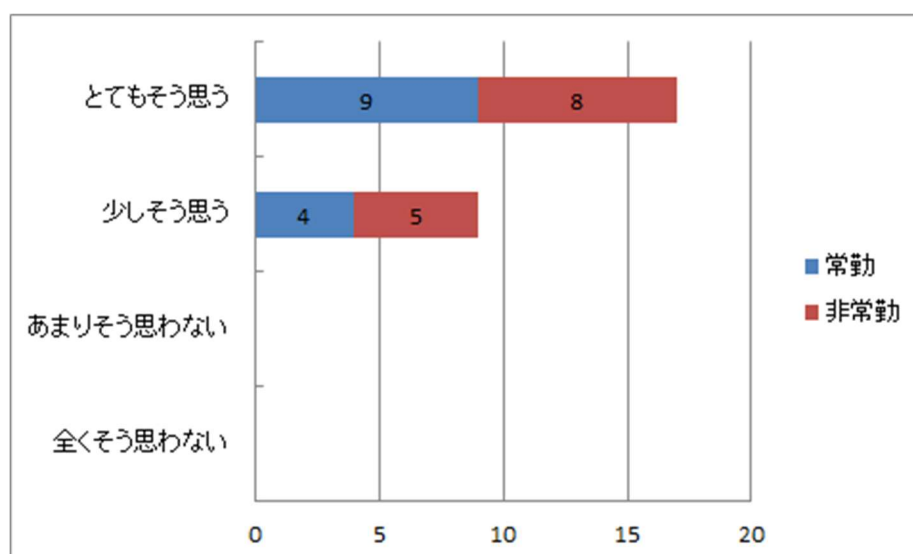


図 3-9 問②の結果

問③ 障害のある学生への配慮は、授業の達成目標という観点から見て十分だと思いますか。

上記について尋ねたところ、図 3-10 のような結果が得られた。回答者全体では、「とてもそう思う」が 15 名と最も多く、次いで「少しそう思う」が 11 名であった。これらの結果より障害学生支援センターで提供する配慮は、授業の目標を達成するために十分なものであったと推測される。

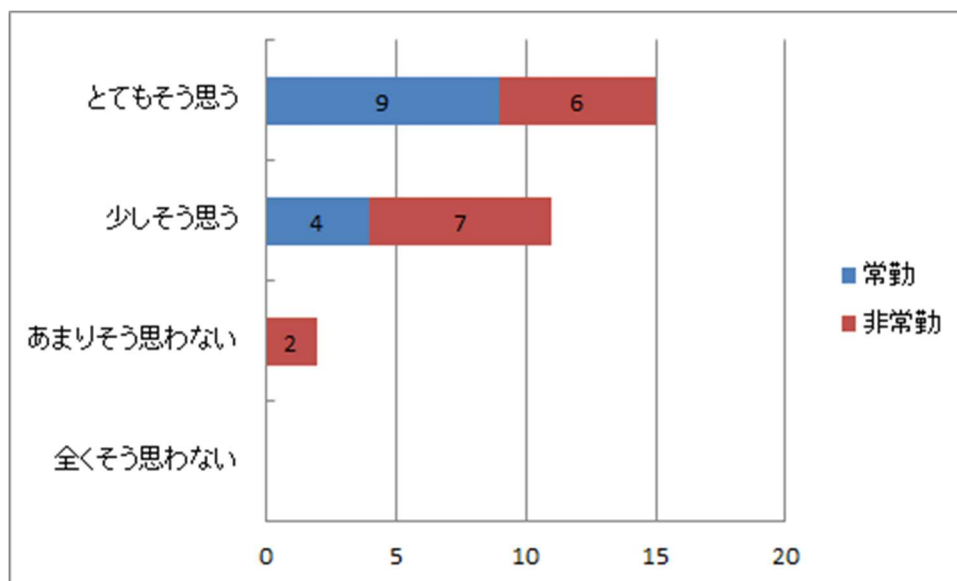


図 3-10 問③の結果

問④ 障害のある学生に授業を行うことで、授業のユニバーサル化が進んだと思いますか。

上記について尋ねたところ、図 3-11 のような結果が得られた。回答者全体では、「とてもそう思う」が 6 名、「少しそう思う」が 13 名であった一方、約 3 割が「あまりそう思わない (9 名)」と回答しており、誰にでもわかりやすい授業作りに関する FD 研修等を充実させる必要性が示唆された。

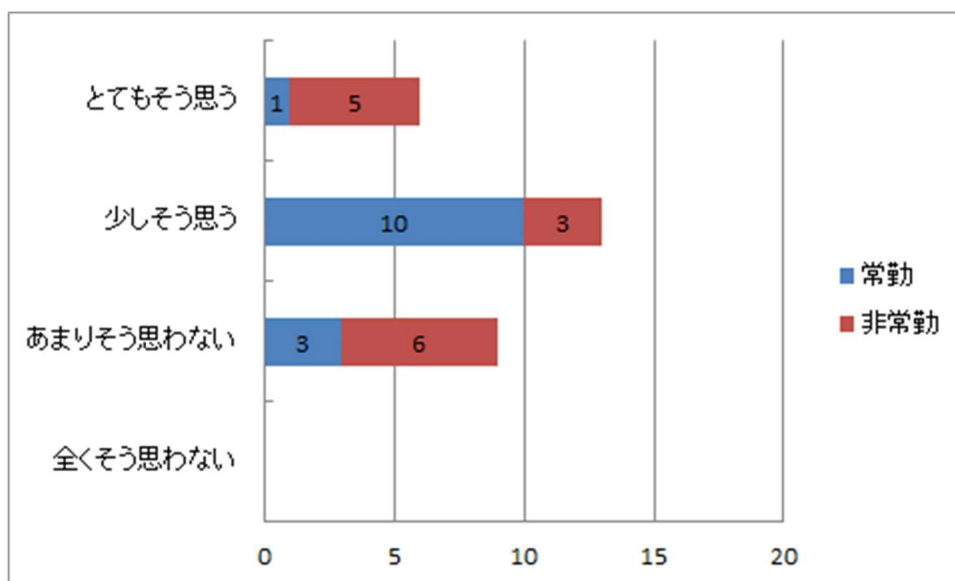


図 3-11 問④の結果

問⑤ 障害のある学生へ授業を行っていく上でFDが必要だと思いますか。

上記について尋ねたところ、図 3-12 のような結果が得られた。回答者全体では、「とてもそう思う」が 6 名、「少しそう思う」が 15 名であり、授業担当教員は FD の実施を求めていることが明らかとなった。

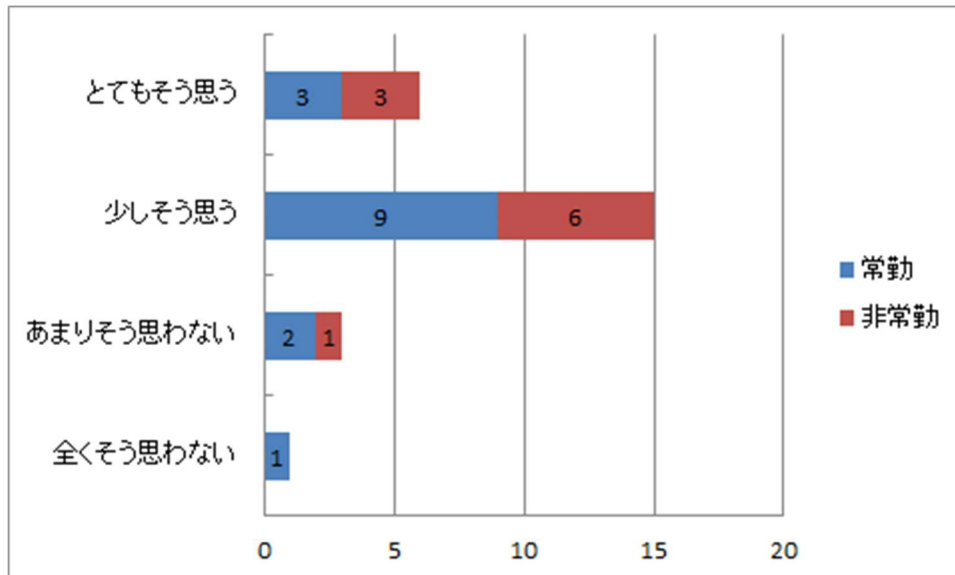


図 3-12 問⑤の結果

問⑥ 障害のある学生への支援を行うにあたって上手くいかなかった授業について、その頻度を一つ選んでください。

上記について尋ねたところ図 3-13 のような結果が得られた。「たまにあった」と回答した人数が最も多く、次いで「全くなかった (12 名)」が続いた。表 3-1 の自由記述に「グル

ープディスカッション、学生によるプレゼン時に、「テイクが追いつかないケースがみられた」とあり、アクティブラーニングを取り入れた講義が増加することも予想されるため、ディスカッション形式での授業の際の配慮点を教員や支援学生に伝える必要性が示唆された。

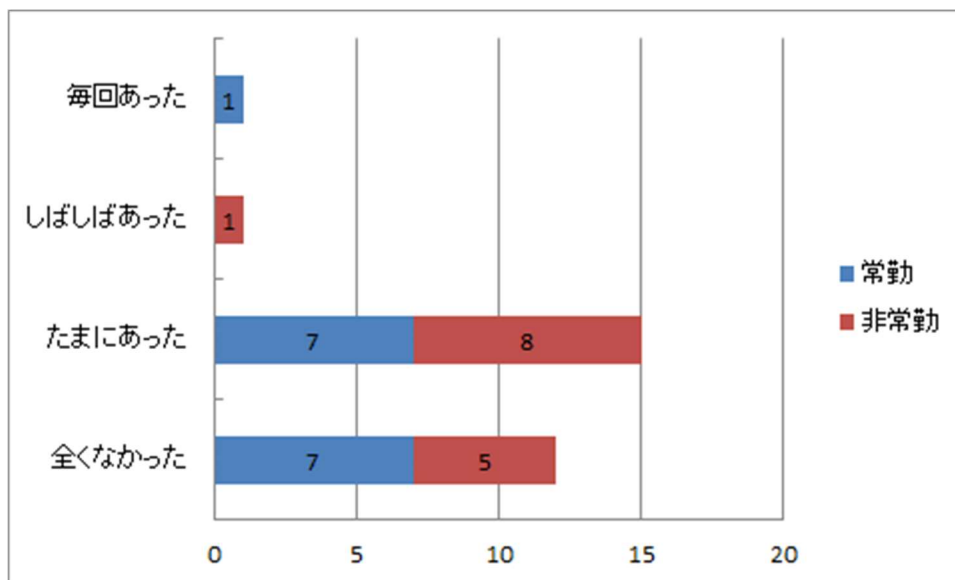


図 3-13 問⑥の結果

問⑦ 障害のある学生が自分の必要な配慮事項について、能動的に先生方に伝えたいと思いますか。

上記の問いに対して、図 3-14 のような結果が得られた。「あまりそう思わない」が 15 名と最も多く、次いで「少しそう思う (11 名)」であった。大学在学時はもちろん、卒業後には自ら積極的に援助要請を行うことが必要であると考えられる。そのため学生自身が周囲に配慮事項を伝えられるように指導していくことが求められる。

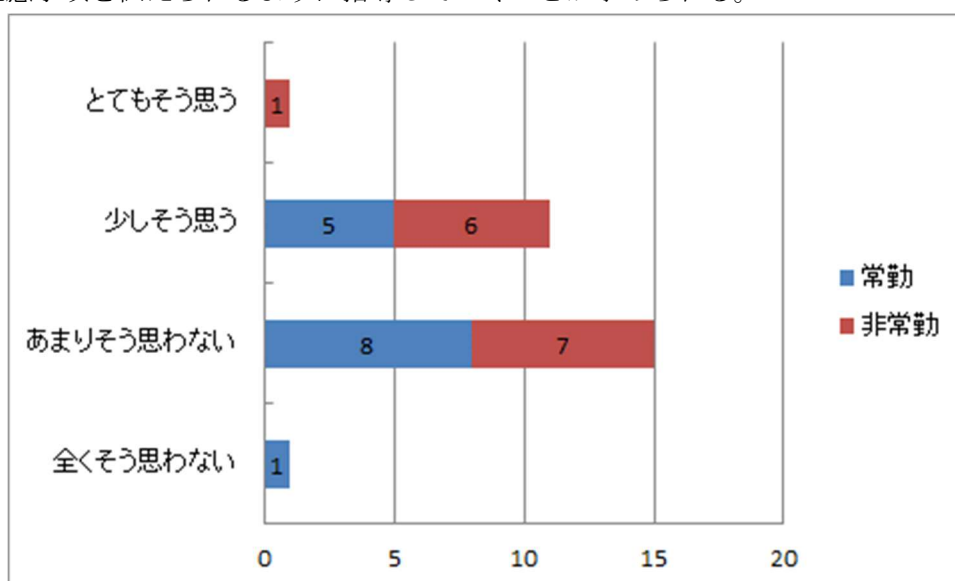


図 3-14 問⑦の結果

問⑧ 障害学生支援センターより送付した、障害のある学生への配慮依頼文書は十分に理解されましたか。

上記について尋ねたところ、図 3-15 のような結果が得られた。「とてもそう思う」と回答した教員は 14 名、次いで「少しそう思う」が 13 名であり、配慮依頼文書は理解されていた。その一方で、「あまりそう思わない」と回答した教員も 2 名おり、文書による配慮依頼だけでなく、適宜口頭による説明を行う必要性が示唆された。

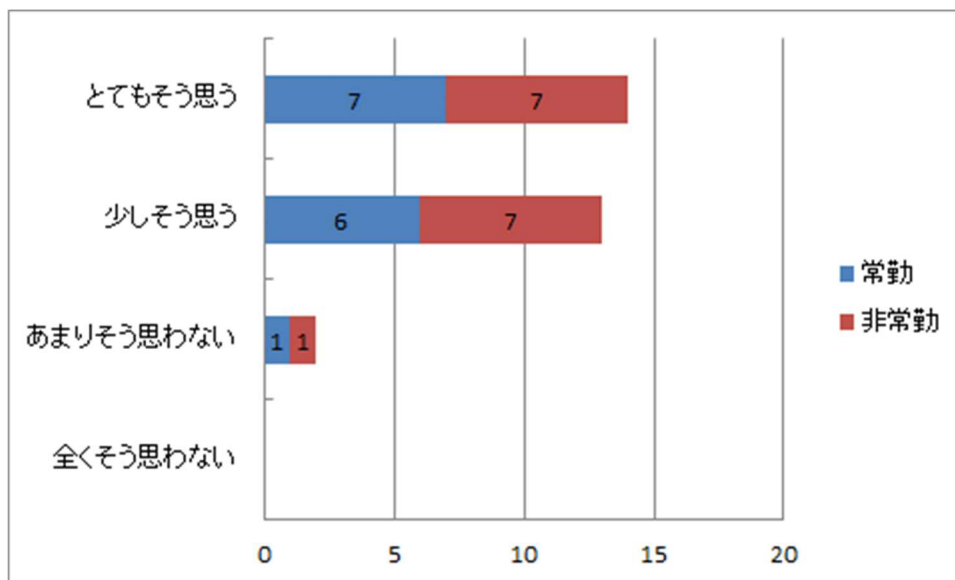


図 3-15 問⑧の結果

表 3-1

問② 障害学生支援センターが提供している支援は適切であったと思いますか。

- ・障害学生と同課程の下級生が翌年受講する専門科目のテイクを担当するのは望ましくない。
- ・聴覚障害学生には、ノートテイク、字幕は有用。(2名)
- ・事前の準備が間に合わず、字幕挿入ができなかったので動画を使用しなかった。

問③ 障害のある学生への配慮は授業の達成目標という観点から見て十分だと思いますか。

- ・授業後に、個別確認(指導)がなかなかできなかった。
- ・ゆっくり時間が取れないため、他の学生との時間差が生じてしまう。
- ・プリントを多く多用するようにした。

問④ 障害のある学生に授業を行うことで、授業のユニバーサル化が進んだと思いますか。

- ・視聴覚教材への字幕挿入は留学生からも要望があったのでよかった。
- ・障害学生自身が努力しているので、授業は普通に行えた。
- ・動画の字幕挿入は一般の学生の理解も促すことができた。
- ・授業のペースをゆっくりにするように心がけた。
- ・板書の文字などで、十分な配慮ができなかった。

問⑤ 障害のある学生へ授業を行っていく上で、FDが必要だと思いますか。

- ・発達障害の認識を深める必要があると感じた。
- ・学生からの評価がほしい。
- ・個人で必要な対応が異なるため、必要性を感じない。
- ・友人による支援があったため、必要性を感じない。

問⑥ 障害のある学生への支援を行うにあたって上手くいかなかった授業について、その頻度を一つ選んでください。

- ・グループディスカッション、学生によるプレゼン時に、テイクが追いつかないケースがみられた。
- ・支援学生不在の際の指導。
- ・クラスの学生への啓発も必要だと感じた。
- ・当日追加したい内容がある場合が難しかった。
- ・時間配分が難しかった。
- ・鑑賞は聴覚障害学生には難しいと感じた。
- ・プリントには書いていない余談をつい入れてしまう。

問⑦ 障害のある学生が自分の必要な配慮事項について、能動的に先生方に伝えたと思いますか。

- ・授業のオリエンテーション時に、よく話し合えた。
- ・毎回実施する10分ほどの小テストも問題なく、障害を感じさせなかった。
- ・伝えられた記憶はなく、必要性も感じなかった。
- ・ニーズがよくつかめなかったため、あまりそう思わない。

問⑧ 障害学生支援センターより送付した障害のある学生への配慮依頼文書は十分に理解されましたか。

- ・ややわかりにくい箇所もあった。
- ・授業が前期の早い時期だったので、依頼文書が直前に来て、準備が間に合わないことがあった。

問⑨ 障害のある学生への支援を行うにあたって、工夫した点について記述してください。

障害種別にまとめたものを表3-2に示す。「情報を簡潔に伝えるため、文字数を減らしたプリントを使うようにした」、「メモを取る時間と説明する時間を分けた」、「グループディスカッションの際に、テイクが声を拾いやすいように、机の位置を配慮した」というように配慮依頼文書に記載している配慮点に加え、授業を行う中で有効だと考える手立てを担当教員が行っていることがうかがえる。それぞれの教員が行っている工夫を蓄積していきフィードバックすることで、より効果的な配慮、分かりやすい授業づくりにつながると考えられる。

表 3-2 支援を行うにあたって工夫した点

視覚障害	
資料・教材について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配付資料の拡大。(4名) ・ 情報を簡潔に伝えるため、文字数を減らしたプリントを使うようにした。(2名)
授業の進め方について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の障害受容がどの程度あるかが不明だったため、内容や言葉遣いに注意した。 ・ 板書の文字を大きく書くようにした。(2名)
レポートについて	<ul style="list-style-type: none"> ・ 音声入力パソコンで記述してもらい、メール添付で提出してもらうようにした。
聴覚障害	
話し方について	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゆっくりと明瞭に話すようにした。(8名) ・ 板書が終わってから話す等、学生の方を向いて話すようにした(2名)。
資料・教材について	<ul style="list-style-type: none"> ・ プリントやスライドを活用して授業を行った。 ・ 重要な用語(単語)は、OHPを用いて示すようにした。
授業の進め方について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手話を同時使用し、リアルタイムに情報保障をした。 ・ メモを取る時間と説明する時間を分けた。 ・ スライドやレジュメを読み上げる際には、その旨を伝えた。 ・ 毎回の講義内容を原稿化して渡した。 ・ 他の学生が発表する時には、前に出て板書してもらった。 ・ 配付資料を見たり、書き込む時間を取るようにした。 ・ 大切な事柄を板書するようにした。
支援機器の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループ学習の発表の際に、1人ずつFMマイクを使って発表してもらうようにした。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ PCテイクだけに頼らず、直接筆談での説明、確認を行った。 ・ グループディスカッションの際に、テイカーが声を拾いやすいように、机の位置を配慮した。
共通	
授業の進め方について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業の指示ごとに当該学生の様子を注視した。 ・ 知識を得ているかどうかの確認を丁寧に行った。 ・ 毎回、内容や資料は理解できたか、話すスピードは適切だったか等の声かけをして、コミュニケーションを図った。 ・ 丁寧な授業を行うよう心がけた。(2名)

問⑩ 障害のある学生への支援を行うにあたって不安な点について記述してください。

上記について、障害種別にまとめたものを表 3-3 に示す。支援を行うにあたって不安な点として、授業内容を理解できているか、配慮の内容をどの程度担当教員が決めてよいのか、障害に関する授業において本人の障害受容の程度を考慮する必要があるためどの程度の受容ができているのか等が挙げられた。担当教員からの問い合わせを受けた際に障害学生支援センターが配慮事項を詳細に伝えることが求められる。また問⑦に示した通り、障害学生自身が授業担当教員とコミュニケーションを取ることに對して受動的であるため、障害学生が自身の考えや感じ方を伝えることができるよう支援を行う必要性が示唆された。

表 3-3 支援を行うにあたって不安な点

視覚障害	
	<ul style="list-style-type: none"> ・拡大印刷の資料を渡す際、学生の座席指定をしていなかったため、当該学生を探すのに時間がかかった。 ・座席を指定すべきか、本人がどのように感じているか不安に思った。
聴覚障害	
	<ul style="list-style-type: none"> ・テイカーが配置されていたが、説明や指導が他の学生と同じレベルで伝わっていたか不安だった。 ・聞き取れていたか、理解できていたか不安だったため、声かけを毎回行った。
肢体不自由	
バリアフリー面について	<ul style="list-style-type: none"> ・教棟間の移動など、物理的バリアが解消されていない。
病弱・虚弱	
障害の状態について	<ul style="list-style-type: none"> ・外見から障害のあることがわかりにくいと対応する際に難しい。
発達障害	
	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害のある学生の支援が難しいと思われ、今後の課題だと思う。
精神障害	
	<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤講師であると精神障害の学生の場合の配慮について、どの程度まで出席等を考慮できるのかといった判断が難しいと思った（補講等が行えないため）。
共通	
	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮の程度をどの程度まで担当教員が決めてよいのか分からない（支援センターから指示があり助かった）。（2名） ・教員には学生の症状が実感できないこと。

	<ul style="list-style-type: none"> ・学生が授業を理解しているかどうか分らなかった。(3名) ・一般学生や教職員が障害学生の支援に対する気づきがあるかどうか気になる。 ・一般学生と一緒に授業についていけないのではないかと危惧することもあった。 ・授業内容(障害受容等)について、本人が受け入れられているか ・コミュニケーションが取れており、時間外でも対応できた。 ・障害学生支援センターで適切に指導・助言をしてくれて不安はなかった。
--	---

問⑪ その他、障害のある学生への支援全般について、ご意見・ご提案等自由に記述してください。

自由記述の内容をまとめたものを表3-4に示す。「座席指定について、本人の意思を確認して配慮依頼文書に明記してほしい」、「配慮依頼文書の文中にある病名や症状などの専門用語は略さずに正式名称で明記してほしい」、「拡大資料の受け渡しについて、当日に簡単にできるとありがたい」というような配慮依頼文書の内容や障害学生支援センターで行う支援活動への要望や「施設や生活上でバリアと感じられる点を募集し、対策を考えるようにしたらどうか」、「授業の前に、他の学生が入ってこない時間を取って障害学生と配慮事項について話ができるように全学的に決めてもらえるとよい」というような設備・制度上の提案等が挙げられた。このような実際に学生に対して授業を行っている教員等の意見を参考にしながら、障害学生支援センターとしての活動内容の検討、組織・体制づくりを行っていきたいと考える。

表 3-4 支援全般について

支援方法について	<ul style="list-style-type: none"> ・座席指定について、本人の意思を確認して配慮依頼文書に明記してほしい。 ・拡大資料の受け渡しについて、当日に簡単にできるとありがたい。 ・来年度以降はグループ学習の際に活用できそうな支援機器を使ってみようと思う。
授業の進め方について	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の反省材料にするため、PCテイクのデータを譲ってほしい。 ・大きな影響があったわけではないが、クラス全体の授業進行を変更することがあった。 ・ゆっくり話すつもりが、だんだんと早口になってしまうことがたびたびあった。

施設面について	<ul style="list-style-type: none"> ・施設や生活上でバリアと感じられる点を募集し、対策を考えるようにしたらどうか。
情報共有について	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮依頼文書の文中にある病名や症状などの専門用語は略さずに正式名称で明記してほしい。
障害理解・認識、研修について	<ul style="list-style-type: none"> ・障害学生がいる場合の講義方法の講習会等を検討してほしい。
コミュニケーションについて	<ul style="list-style-type: none"> ・授業前に、学生に必要な支援について直接話して考えたい。 ・授業の前に他の学生が入ってこない時間を取って障害学生と配慮事項について話ができるように全学的に決めてもらえるとよい。
支援体制について	<ul style="list-style-type: none"> ・PC テイクをする学生がいてくれて助かった。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある学生が現場に立つことを支え、応援したいと思う。 ・支援学生は来ているものの障害学生が遅刻・欠席することがあり、支援学生が気の毒なことがあった。 ・聴覚障害、視覚障害の学生が同じ時間の講義を受講することに驚いたが、学生が優秀できちんと講義に臨んでいたので安心した。

4. 障害学生支援センター 平成28年度年間スケジュール

平成28年4月～平成28年3月

平成28年		前期授業配慮願い作成・提出
4月	4日	入学式にて 手話通訳（福岡県手話の会連合会）、テイカー（支援学生）派遣 オリエンテーション期間（新入生サポート対応・支援学生募集） オリエンテーションにてテイカー派遣
5月	25・26日	全国高等教育障害学生支援協議会 第2回大会（出席：相澤・内田）
6月	8日	九州・沖縄地区大学障害者支援に関する情報交換会（講演：太田、出席：福嶋）
7月	23日	オープンキャンパス 支援学生3名派遣
	22・23日	障害学生支援実務者育成研修会〔基礎〕（出席：福嶋）
9月	8・9日	日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム（出席：太田）
	26日	専門テーマ別セミナー【1】（出席：福嶋）（日本科学未来館） 後期授業配慮願い作成・出席
11月	8日	体制整備セミナー【5】（講演：相澤・内田、出席：熊谷・牛尾・福嶋）
	23日	専門テーマ別セミナー【2】（出席：牛尾・内田）
12月	1日	専門テーマ別セミナー【3】（出席：相澤・熊谷）
	10日	Q-conference2016（発表：福嶋・支援学生1名）
	17日	障害学生支援センター学生交流会
平成29年		
1月		「障害学生支援に関する授業担当教員アンケート調査」実施
2月	22日	長崎大学講演会へのテイカー派遣および交流会への参加（内田・支援学生3名）
3月	14日	卒業式にて 手話通訳（福岡県手話の会連合会）、テイカー（支援学生）派遣

5. 障害学生支援センター スタッフの報告

支援担当学生の報告

私は主にパソコンテイクに入っています。障害学生支援センターに登録したきっかけは、自分が特別支援教育を学ぶ課程に在籍していることに加えパソコンの操作には慣れていたのでした。しかし、実際にパソコンテイクに入ると自分の文字を打つスピードが足りないことを痛感しました。また、パソコンテイクでは聞こえた音を文字化するため、私たちの周りには音で溢れていることを実感しました。ちょっとした物音、雑談、誰かの携帯の着信音など、授業中は沢山の音で成り立っていました。利用学生によってどこまで情報保障を必要だと考えているか異なるため、一人一人のニーズに合わせて支援をすることの大切さを学びました。そのため、パソコンテイクの際にはできる限り全ての音を文字に打ち出すこと、利用学生と話してどこまでカバーして欲しいか確認することを心がけています。また、支援活動は一人でやる訳ではないので、周りの人と協力すること、コミュニケーションをとることの大切さも学びました。将来、パソコン操作に困らないだけでなく、周りの人と協力すること、手助けして欲しい人が何に困っているのか判断する時にも支援活動で学んだことが役立つと感じています。

(特別支援教育教員養成課程 4年 猿渡未菜)

私が障害学生支援センターを知ったのは、入学式の日配っていたチラシでした。特別支援を学ぶに当たって、役に立つと思い、すぐに登録をしに行きました。初めは入力スピードも遅く、先生の話のスピードにはついていくことができませんでした。大学の講義や、手話の会で、聴覚障害児教育のことを学ぶ中で、情報保障の大切さをより強く感じました。そして入力スピードを速くしたいという思いから、タイピング練習も兼ねて文字起こしをしました。タイピングが速くなると、ただ先生の話の打つのではなく、教室の雰囲気や先生の話し方の特徴なども伝えたいと思うようになりました。

また、テイクをする上で、どうすればよりわかりやすいテイクになるのか、どのようなテイクを利用学生が求めているのかを利用学生とテイクが話し合う場が何度かありました。そのような話し合いを行うことで、一人一人に合わせた支援を考えながら活動することができました。そして、グループワークの時間など、今はテイクが必要か、どのようにテイクしたらわかりやすいのかを自分から利用学生に聞いて対応することができました。こうした一人一人に合わせた支援というのは、特別支援学校の教師として今後働く上で大切なことだと思うので、教師として子どもに指導する際にも活かしていきたいです。

(特別支援教育教員養成課程 4年 滝本 夏菜)

私がテイクを始めたきっかけは、大学に入って知り合った先輩がテイクをしており、紹介していただいたからです。初めはどんな仕事なのかも知らず、空きコマでバイトができるという軽い気持ちで始めました。しかし、利用学生にとっては、私たちの打つ文字が重要な情報源となるのだということがわかってからは、自分の仕事の重要性和責任感を感じるようになりました。

自分がこの仕事に携わることで一番変わったと思うところは、多角的・総合的に物事を推測するようになったということと、周囲の人の視野も広げたいという気持ちになったところだと思います。多角的・総合的に物事を考えるようになったというのは、自分の知らなかった仕事や詳しくは知らなかった障碍と関わることで自分の無知を知り、概念を固定化しなくなり、人間や出来事の背景までいろんな可能性を考えて推測するようになったということです。

また、周囲の人の視野も広げたいというのは、私自身知らなかったことがあるように、みんなにもまだまだ知らない世界はあり、そこに興味関心を持つことまでは至らないにしても、そういう世界もあるのだということを頭の片隅に入れておくきっかけ作りをしたいということです。そのために、この仕事に矜持を持ち、少しでも周囲の人の視野を広げることができるよう、自分の仕事内容を詳細に伝えたりするように心がけています。自分の考えを画一化せず、いろんな視野を持ち、周囲の人にもいろんな視野を持ってもらおうと働きかけることは、どんな場面でも言える汎用的な考えではないかと思います。このようなことを身に付けることができたことを嬉しく思います。

(初等教育教員養成課程 国語選修 3年 油布 春華)

私はこの活動に参加したわけは、自分の障害理解を深めたいと思ったからです。実際に支援活動をしていくうえで、様々なことを学びました。

私は大学1年生の時から障害学生支援センターに登録し、活動を始めました。初めは、分からないことが多く、特に専門用語などは私自身も聞き取れないことが多くとても困りました。また、スライドとプリントとで同時に行う授業では、先生がスライドを指定して「これはあれと同じもので」などのように指示語だけで説明することが多く、文字だけでは指示語を上手に説明することが難しいので、本当に情報提供できているのか、反対に授業が分かりにくくなっていないかとても不安でした。それでも、利用学生の方々はいつも「ありがとうございます。」とお礼を言ってくださり、私にとってそれが一番の支えとなりました。支援活動を行う際、私はいつも簡単にわかりやすく文字を打つことを心掛けています。先生が言った指示語は事細かに説明しています。また、今は簡単な情報はなるべく手話を用いて情報提供をするようにしています。とても大変ですが、やりがいのある活動です。

(特別支援教育教員養成課程 3年 岩谷 若菜)

私が障害学生支援センターの活動を始めたきっかけは、1年後期に受講した特別支援教育関連の授業での先輩方のお話でした。もともと入学した当時から障害学生支援は気になっていたのですが、自分でもできるのかという不安があり、なかなか支援学生としての登録に行くことができませんでした。しかし後期に入ってお話を聞く機会をいただき、また、友人も同じように興味を持っていたことを知り、登録することにしました。そして、入門講座を終え、緊張しながら臨んだ初テイクでは、先生の話に全くついていけませんでした。先輩方に助けをもらいながらも間違ってしまうような状況で、頭が真っ白になったことをよく覚えています。しかし、その日のテイクが終わった後、先輩方は怒ることもなく、最初にしてはよくできていたよ、と仰ってくれました。それからは落ち着いて一言一句間違えないように拾うのではなく、「重要な情報を確実に、分かりやすく届けること」を意識し、今では何とか授業についていけるようになってきています。まだ支援活動を始めて1年にも満たないのですが、その意識は入門講座や部活の中でも役に立っていると思います。新しいことを始める時はいつでも緊張や失敗が伴いますが、その失敗でさえ力になると信じて、これからも頑張りたいです。

(中等教育教員養成課程 国語専攻 2年 藤瀬 望)

支援を受けた学生の報告

私は軽度の難聴があり、障害学生支援センターの皆さんにサポートをしてもらいながら講義を受けています。私の障害は日常会話には支障がない程度の軽度のものであるため、高校生までみんなと同じように授業を受けてきました。しかし、大学の講義は大講義室で行われる授業もあります。講義についていけなくなることを不安に思っていたのですが、福岡教育大学は障害学生支援サポートが充実しているため、支援を頼むことにしました。具体的には、講義中のノートテイクと字幕挿入です。大学の講義は専門性が高く、初めて聞く専門用語が多く出てきます。そのため、聞き取りにくいことが多々ありますが、テイクの方々に打ってもらった文を読むことで補うことができます。また、機械を通した音を聞き取ることが苦手な私は自宅でテレビを見るときも字幕をつけています。高校生まで、ビデオやDVDを使用した授業ではその内容のほとんどを映像のみで理解しようとしていましたが、大学では字幕挿入をしてもらうことで理解を深めることができました。障害学生支援センターの皆さんの支援のおかげで、講義の時間に自分の障害を感じることはほとんどありません。私は4年生であり、卒業する年度になりましたが、充実した環境のもと、福岡教育大学で学ぶことができ良かったと思っています。

(共生社会教育課程 4年 井津美咲)

資料1 障害のある学生等への支援に関する基本方針

障害のある学生等への支援に関する基本方針

平成27年12月24日
国立大学法人福岡教育大学

国立大学法人福岡教育大学（以下「本学」という。）は、全学的な支援体制を整備するとともに、障害のある学生の修学及び学生生活の支援や他大学へ障害のある学生の修学支援に関するさまざまな情報提供を行うなど、九州・沖縄地区における障害のある学生の支援や学生の支援力の推進に寄与してきたところである。障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）の施行に基づき、障害のある学生等への支援をより一層推進していくため、以下の基本方針を策定する。

本学は、障害のある学生及び本学の入学を希望する者並びに本学を利用する者（以下「障害のある学生等」という。）が、本学での修学、学生生活、大学行事等において、障害のない学生等と平等に参加できるよう、学内外の関係部局等と連携しながら全学的な支援体制を強化し、本学における障害のある学生等への支援の充実を図る。

また、障害のある学生が教員となるために必要な資質能力を身に付け、社会参加に向けて自立できるよう取り組む。

さらに、障害者差別解消法の基本理念に基づき、本学が掲げる理念及び教育目標を、学生の障害の有無や程度によって、分け隔てることなく達成するとともに、本学構成員が、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生することができる大学を目指す。

（機会の確保と教育の質の維持）

1. 障害のある学生等が障害を理由に修学を断念することがないように、修学機会を確保する。また、障害のある学生を含むすべての学生に質の高い同一の教育を保障する。

（情報公開）

2. 障害のある大学進学希望者や本学に在籍する障害のある学生に対し、大学全体としての受入れ姿勢・方針を明確にするとともに、広く情報の公開に努める。

（合理的配慮の決定過程）

3. 障害のある学生または家族等からの要望に基づき、障害学生支援センター及び本学各部局が連携して必要な支援内容を検討し、障害のある学生等と協議の上、可能な限り合意形成と共通理解を図った上で決定する。

（教育方法等）

4. 情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験及び成績評価など必要な合理的配慮を行う。

（支援体制）

5. 障害学生支援センターが学内外の関係部局と連携しながら全学的な支援体制を強化するとともに、学生・教職員の理解促進・意識啓発に努める。

（環境整備）

6. 障害のある学生等が安全かつ円滑に学生生活が送れるよう、キャンパスのバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等、障害のある学生の環境整備の促進に努める。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領

平成28年3月14日

(目的)

第1条 この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、国立大学法人福岡教育大学の教職員（非常勤職員含む。以下「教職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 本学は「障害者の権利に関する条約（国連）」「障害者基本法」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」にのっとり、「障害のある学生等への支援に関する基本方針」を策定し、障害のある者が障害のない者と平等に教育・研究に参加できるよう機会を確保し、障害のある学生が教員となるために必要な資質能力を身に付け、社会参加に向けて自立できるよう取り組むとともに、本学構成員が、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生することができる大学を目指す。

(定義)

第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害のある学生等 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者、即ち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとし、（附属学校（園）を含む）における教育及び研究、また、その他の関連する活動全般において、障害のある学生・幼児・児童・生徒、本学に入学を希望する者及び本学を利用する者すべてとする。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方)

第4条 この対応要領において、不当な差別的取扱いとは、障害のある学生等に対して、正当な理由なく、障害を理由として、教育及び研究、その他本学が行う活動全般について機会の提供

を拒否し、又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障害のない者に対しては付かない条件を付けることなどにより、障害のある学生等の権利利益を侵害することをいう。なお、障害のある学生等の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置は、不当な差別的取扱いではない。

- 2 前項の正当な理由に相当するか否かについては、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、障害のある学生等、第三者の権利利益及び本学の教育及び研究、その他本学が行う活動の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害のある学生等にその理由を説明し、理解を得よう努めなければならない。
- 3 この対応要領において、合理的配慮とは、障害のある学生等が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。
- 4 前項の過重な負担については、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、次の各号の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、過重な負担に当たると判断した場合には、障害のある学生等にその理由を説明し、理解を得よう努めなければならない。
 - (1) 教育及び研究、その他本学が行う活動への影響の程度（その目的・内容・機能を損なうか否か）
 - (2) 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
 - (3) 費用・負担の程度
 - (4) 本学の規模、財政・財務状況

（障害を理由とする差別の解消に関する推進体制）

第5条 本学における障害を理由とする差別の解消の推進（以下「障害者差別解消の推進」という。）に関する体制は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 最高管理責任者 学長をもって充て、障害者差別解消の推進及びそのための環境整備等（施設等のバリアフリー化の促進、必要な人材の配置、障害のある入学希望者や学内の障害のある学生等に対する受入れ姿勢・方針の明示、情報アクセシビリティの向上等）に関し、本学全体を統括し、総括監督責任者及び監督責任者が適切に障害者差別解消の推進を行うようリーダーシップを発揮するとともに、最終責任を負うものとする。
- (2) 総括監督責任者 副学長（学生指導・学生支援担当）をもって充て、最高管理責任者を補佐するとともに、教職員に対する研修・啓発の実施等、本学全体における障害者差別解消の推進に関し必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 監督責任者 国立大学法人福岡教育大学運営規則第29条に規定の各組織等の長をもって充て、当該部局における障害者差別解消の推進に関し責任を有するとともに、当該部局における監督者を指定し、当該部局における障害者差別解消の推進に必要な措置を講ずるものと

する。

- (4) 監督者 国立大学法人福岡教育大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 2 条に規定する職員のうちから監督責任者の指定する者をもって充て、監督責任者を補佐するとともに、次条に規定する責務を果たすものとする。

（監督者の責務）

第 6 条 監督者は、障害者差別解消の推進のため、次の各号に掲げる事項に注意して障害のある学生等に対する不当な差別的取扱いが行われないよう監督し、また障害のある学生等に対して合理的配慮の提供がなされるよう努めなければならない。

- (1) 日常の業務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、監督する教職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
 - (2) 障害のある学生等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
 - (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する教職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。
- 2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、監督責任者に報告するとともに、その指示に従い、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（不当な差別的取扱いの禁止）

第 7 条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害のない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害のある学生等の権利利益を侵害してはならない。

- 2 教職員は、前項に当たり、別紙留意事項に留意するものとする。

（合理的配慮の提供）

第 8 条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害のある学生等から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある学生等の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害のある学生等の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければならない。

- 2 前項の意思の表明は、言語（手話を含む。）のほか、点字、筆談、身振りサイン等による合図など障害のある学生等が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられること及び本人の意思表明が困難な場合には、障害のある学生等の家族、介助者等のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含むことに留意するとともに、意思の表明がない場合であっても、当該障害のある学生等がその除去を必要としていることが明白である場合には、当該障害のある学生等に対して適切と思われる合理的配慮を提案するよう努めなければならない。
- 3 教職員は、前 2 項の合理的配慮の提供を行うに当たり、別紙留意事項に留意するものとする。

(相談体制の整備)

第9条 障害のある学生等及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるための相談窓口は、下記のとおりとする。

- (1) 障害学生支援センター
- (2) 健康科学センター
- (3) 各附属学校に配置の特別支援教育コーディネーター

(紛争の防止等のための体制の整備)

第10条 障害を理由とする差別(正当な理由のない不当な差別的取扱い,合理的配慮の不提供等)に関する紛争の防止又は解決を図るための委員会は、人権教育推進委員会とする。

(教職員への研修・啓発)

第11条 本学は、障害者差別解消の推進を図るため、教職員に対し、次の各号のとおり研修・啓発を行うものとする。

- (1) 新たに教職員となった者に対して、障害を理由とする差別に関する基本的な事項について理解させるための研修。
- (2) 新たに監督者となった教職員に対して、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる責務・役割について理解させるための研修。
- (3) その他教職員に対し、障害特性を理解させるとともに、障害のある学生等へ適切に対応するために必要なマニュアル等による、意識の啓発。

(懲戒処分等)

第12条 教職員が、障害のある学生等に対して不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮を提供しなかった場合、その態様等によっては、就業規則第42条第1項第1号に規定する職務上の義務に反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

障害を理由とする差別の解消の推進に 関する教職員対応要領における留意事項

障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領第7条及び第8条に定める留意事項は、以下のとおりとする。

第1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例（第7条関係）

対応要領第3条第1項及び第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。

（以下、例示）

- 障害があることを理由に受験を拒否すること。
- 障害があることを理由に入学を拒否すること。
- 障害があることを理由に授業受講を拒否すること。
- 障害があることを理由に研究指導を拒否すること。
- 障害があることを理由に実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること。
- 障害があることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させること。
- 障害があることを理由に式典、行事、説明会、シンポジウムへの出席を拒否すること。
- 障害があることを理由に学生寮への入居を拒否すること。
- 障害があることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること。
- 手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイクなどの情報保障手段を用意できないからという理由で、障害のある学生等の授業受講や研修、講習、実習等への参加を拒否すること。
- 試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に当該試験等の結果を学習評価の対象から除外、また、評価に差をつけること。

第2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例（第8条関係）

合理的配慮は、障害のある学生等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、

必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害のある学生等に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、対応要領第4条第3項及び第4項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。

(物理的環境への配慮)

(以下、例示)

- 障害のある学生等のための各種支援機器の貸し出しを行うこと。
- 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと。
- 図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生等と同様に利用できるように改善すること。
- 移動に困難のある学生等のために、普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保すること。
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。
- 障害特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生等について、座席位置を出入口の付近に確保すること。
- 移動に困難のある学生等が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること。
- 易疲労状態の障害のある学生等からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時的休憩スペースを設けること。

(意思疎通の配慮)

(以下、例示)

- 授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システムなどの情報保障を行うこと。
- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと。
- シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、学生等の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること。
- 聞き取りに困難のある学生等が受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕を付与して用いること。

- 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること。
- 事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと。
- 障害のある学生等で、視覚情報が優位な者に対し、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること。
- 間接的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的な表現を使って説明すること。
- 口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に、指示を書面で伝えること。
- 授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること。
- 入学試験や定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

(以下、例示)

- 入学試験や定期試験において、障害のある学生等の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めたりすること。
- 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること。
- 外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認めること。
- 大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、本人の休憩時間を延長したりすること。
- 移動に困難のある学生等に配慮し、車両乗降場所を教室の出入り口に近い場所へ変更すること。
- 教育実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること。
- 教育実習、実習等の実習授業において、事前に実習施設の見学を行うことや、通常よりも詳しいマニュアルを提供すること。
- 外国語のリスニングが難しい学生等について、リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること。
- 障害のある学生等が参加している実験・実習等において、特別にティーチングアシスタント等を配置すること。
- ICレコーダー等を用いた授業の録音を認めること。
- 授業中、ノートを取ることが難しい学生等に、板書を写真撮影することを認めること。
- 不随意運動等により特定の作業が難しい障害のある学生等に対し、教職員や支援学生を配置して作業の補助を行うこと。
- 感覚過敏等がある学生等に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認めること。
- 体調が悪くなるなどして、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限

の延長を認めること。

- 教室内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保する等の、障害に応じた配慮をすること。
- 履修登録の際、履修制限のかかる可能性のある選択科目において、機能障害による制約を受けにくい授業を確実に履修できるようにすること。
- 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと。
- 治療等で学習空白が生じる学生等に対して、補講・補習を行う等、学習の内容の習得機会を確保できる方法を工夫すること。
- 授業出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること。
- 視覚障害や肢体不自由のある学生等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること。

資料3 配慮願いの例（視覚障害）

平成 28 年〇月

授業担当教員 様

障害学生支援センター長

〇〇〇〇

視覚障害のある学生の授業履修に伴う配慮のお願い

本学、〇〇課程〇年次に、〇〇〇〇さん（学籍番号 〇〇〇〇）という視覚障害のある学生が履修しておりますので、下記のご配慮をお願いします。

受講授業：

学生の履修登録の状況によっては、下記の作業は不要になる場合がありますので、その際は、早急に連絡いたします。

記

① 講義で使用する資料の提供について

障害学生支援センターにおいて、対象学生用に拡大資料を作成、または講義資料を iPad で閲覧をします。必ず講義 3 日前までにデータでの提供をお願いします。

また、拡大印刷を準備いただける場合は、A4 を A3 に拡大印刷、スライド資料につきましては、A4 用紙に 2 つのスライドを印刷する形式での印刷をお願いします。

② 支援機器の持込みについて

対象学生が、使用する支援機器（単眼鏡、iPad）の持ち込み及び使用について許可をお願いします。

③ 試験・レポート等について

試験時間、方法等については、対象学生の障害を考慮した内容の検討をお願いします。

視覚障害学生に対しては、筆記試験を行う場合には、1.3 倍の時間延長が認められています（センター試験）。例えば、健常の学生に 45 分で試験を受けさせる場合には、彼女には 60 分間の回答時間を設定していただく必要がございます。レポートの提出の締切に関しましても、作成に追加の時間がかかりますので、ある程度のご配慮をお願いいたします。

障害学生支援センター

TEL : 0940-72-6062

E-mail : havefun9@fukuoka-edu.ac.jp

（月～金 10:15～17:00）

資料4 配慮願いの例（聴覚障害）

平成28年〇月

授業担当教員 様

障害学生支援センター長

〇〇〇〇

聴覚障害のある学生の授業履修に伴うご配慮のお願い

本学、〇〇課程〇年次に、〇〇〇〇さん（学籍番号 〇〇〇〇）という聴覚障害のある学生が在籍しておりますので、下記のご配慮をお願いいたします。

受講授業：

学生の履修登録の状況によっては、下記の作業は不要になる場合がありますので、その際は、早急に連絡いたします。

記

① ビデオ教材を利用する授業への字幕挿入について

授業の中でビデオ（DVD）教材を使う場合は、字幕を挿入します。

「視聴覚教材挿入依頼申請書」に記入し、出来る限り 3週間前までに 図書館に御申請下さい。

（急ぎ、または非常勤講師の先生の場合は、申請期限をご相談ください。）

② ノートテイク（筆記通訳者）の配置について

授業には、2名のノートテイクを配置します。テイクが聞き取れる速さでお話下さい。

③ 資料の提供について

より正確な情報保障を行うために、ノートテイクにも資料をお渡し下さい。

障害学生支援センター

TEL：0940-72-6062

E-mail：havefun9@fukuoka-edu.ac.jp

月～金 10:15～17:00

障害学生支援に関するアンケート

(H29.1 実施)

回答用紙は同封の返信用封筒に入れて、1月27日（金）までに回答して下さい。

※昨年度、アンケートにご回答いただいた先生には、昨年度ご記入いただいたアンケート用紙も同封します。ご参照ください。昨年度と同様のご回答である場合には、その旨をご記入ください。

所属 _____ 氏名 _____

問① 担当した授業（障害のある学生が受講した授業）についてお聞きします。

障害のある学生の障害の種類は何でしたか。あてはまる全てに、障害名の左欄に○をつけて下さい。

また、障害のある学生、支援を担当している学生へ行った配慮について、今まで行ったことがあるもの全てを下欄 a~r の中から選び記入して下さい。（障害学生支援センターに依頼した支援についても含みます。）

	障害名	配慮について下欄から選んで記入
	視覚障害	
	聴覚障害	
	肢体不自由	
	病弱・虚弱 (例：神経疾患等)	
	発達障害	
	精神障害 (例：統合失調症等)	
	障害名が分からない	

- a. 点訳 b. 教材のテキストデータ化 c. 教材の拡大 d. 学外実習配慮
 e. 試験時間延長・別室受験 f. 手話通訳 g. ノート・PC テイク h. 視聴覚教材字幕付け
 i. TA等の活用 j. FM補聴器/マイク使用 k. 専用机・椅子確保 l. 学外実習配慮
 m. 使用教室配慮 n. 教室内座席配慮 o. 出席に関する配慮（遅刻、欠席、途中退室許可等）
 p. レポート提出期限延長 q. 学習指導 r. その他

*問②～問⑧について、そう思った理由があれば、枠内に記入してください。

問② 障害学生支援センターが提供している支援（パソコンテイク，字幕挿入，情報提供等）は適切であったと思いますか。

〔とてもそう思う 少しそう思う あまりそう思わない 全くそう思わない〕

問③ 障害のある学生への配慮は、授業の達成目標という観点から見て十分だと思いますか。

〔とてもそう思う 少しそう思う あまりそう思わない 全くそう思わない〕

問④ 障害のある学生に授業を行うことで、授業のユニバーサル化（すべての学生にとってわかりやすい授業化）が進んだと思いますか。

〔とてもそう思う 少しそう思う あまりそう思わない 全くそう思わない〕

問⑤ 障害のある学生へ授業を行ってゆく上で、FDが必要だと思いますか。

〔とてもそう思う 少しそう思う あまりそう思わない 全くそう思わない〕

問⑥ 障害のある学生への支援を行うにあたって上手くいかなかった授業について、その頻度をひとつ選んで下さい。

〔毎回あった しばしばあった たまにあった 全くなかった〕

問⑦ 障害のある学生が自分の必要な配慮事項について、能動的に先生方に伝えたと考えますか。

〔とてもそう思う 少しそう思う あまりそう思わない 全くそう思わない〕

問⑧ 障害学生支援センターより送付した、障害のある学生への配慮依頼文書は十分に理解されましたか。

〔とてもそう思う 少しそう思う あまりそう思わない 全くそう思わない〕

問⑨ 障害のある学生への支援を行うにあたって工夫した点について記述して下さい。

(例：授業中、聴覚障害学生、支援学生に対して、情報保障が行いやすいように出来るだけゆっくり話すように気を付けた。)

問⑩ 障害のある学生への支援を行うにあたって不安な点について記述して下さい。

問⑪ その他

障害学生支援センターの支援活動について、ご意見・ご要望・ご提案等自由に記述して下さい。

質問は以上になります。

ご協力頂きまして、ありがとうございました。

障害学生支援センターでは、障害のある学生への教育及び学校生活の支援を行っています。

障害学生支援に関するご相談、お問い合わせはお気軽に障害学生支援センターまでご連絡ください。

E-mail : havefun9@fukuoka-edu.ac.jp

TEL : 0940-72-6062

開室時間 : 10時15分～17時(月～金)

また、昨年度の「障害学生支援に関する授業担当教員アンケート調査」の結果を障害学生支援センターのホームページ上に掲載しております。

当センターホームページ (http://ww1.fukuoka-edu.ac.jp/shien/pdf/H27kyouin_questionnaire.pdf)
をご参照ください。